

## 辰野町よりあい事業補助金交付要綱

平成27年3月25日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成26年度17区において開催された、よりあい会議の中から引き出されたものを生かし、今後の地域の足がかりや地域の充実に繋がり区・区民が行う活動に対し補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則(昭和54年辰野町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる事業の実施主体)

第2条 この補助金の対象事業を実施する団体は区とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、区全域あるいは区内の地区で実施される事業で、よりあい会議に出された内容または地域計画にもとづいた主な取り組みとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業の実施に直接要する経費とし、次に定める経費を控除したものとする。

- (1) 団体・施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究・視察にともなう交通費及び宿泊費
- (4) 食糧費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の10で、10万円を上限とし交付する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。